

2022年7月22日

会員各位

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会長 岡本 和久

新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえた2022年度の活動方針について (7)

兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という）は、2021年4月27日に「新型コロナウイルス感染防止策を踏まえた今後の活動方針（4月27日）について（6）」を発出し、活動方針を示した。その後、感染拡大「第6波」は落ち着きを見せてはいたが、2022年7月以降、兵庫県においても「第7波」とみられる感染者数が増加してきている。

現時点では兵庫県において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は適用されていないが、2022年7月21日に関西広域連合より「夏の感染予防徹底宣言」が発出されたところである。これらの状況を踏まえ、本会においても会員及び県民に対する感染防止に協力する必要があることから、本会の各活動について感染拡大「第7波」が一定収束するまでの間、以下のように対応することとする。

◎基本的な考え方

本会は毎年多くの研修等を社会福祉士等へ提供している。このような状況下においても、専門職としての必要な「学び」を止めないことを基本とする。

本会が開催する研修・会議・イベントについては、感染防止を優先し、積極的にオンラインを活用すること。ただし、研修効果を得るために、集合研修や集合形式による会合等を行う場合は、適切な感染予防策を講じた上で、開催を可能とする。なお、本会が主催する会食等は当面の間行わないこと。

兵庫県において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された場合は、その措置が解除されるまでの期間は、本会及び地区ブロックが主催する集合型での各研修、イベント等については、延期または中止することを基本とし、実施する場合はオンラインでのみ開催を可能とする。なお、予算管理については留意して実施すること。

私たち社会福祉士がこの状況の中、求められる行動の指針として、日本社会福祉士会「新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について」が示されている。

これに基づいて実践することが求められるので参照されたい。

https://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/files/020/0200401.pdf

- ◎福祉専門職たる社会福祉士の会員へのお願い
- 感染拡大状況を踏まえ、各自が適切な行動を心がけること。
- 業務の都合によりやむを得ず出張する場合、出張先での会食等は人数の多少に関わらず
慎むこと。

集合研修や集合形式による会合等を行う際の通知等は下記のとおりとする。

当日、下記の状態に一つでも当てはまる場合は、受講をご遠慮ください。

会場でも検温を実施し、受講をお断りする場合がございます。予め、ご了承ください。

- ・ 37.5 度以上の発熱（平熱比+1 度超過）した場合
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合
- ・ 軽度であっても、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・ 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる人がいる場合
- ・ 過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または、当該在住者との濃厚接触がある場合

【受講にあたって】

- * 受付時に、検温（非接触式）、健康チェック及び健康チェックシートの記入、手指消毒を行いますので、感染防止対策にご協力ください。また当日は、マスク着用、咳エチケットの徹底についてもあわせてご協力をお願い致します。
- * 会場内を定期的に換気します。会場内の音や室温に影響を及ぼす場合もありますが、ご了承ください。
- * 参加者等が感染した場合、または濃厚接触者であった場合など、参加者名等の個人情報を、必要に応じて保健所等の行政機関に提供する場合があります。予め、ご了承ください。

【休憩中】

- * 昼食を会場内で食べて頂くことはできますが、その際、対面での飲食や会話は避けて頂きますよう、ご協力お願いいたします。
- * 会話をする場合は、マスクの着用をお願いいたします。
- * ゴミは各自、お持ち帰りください。

【研修後】

- * 受講後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、濃厚接触者（研修前の接触）であることが判明した場合には、兵庫県社会福祉士会事務局（TEL：078-265-1330）まで、速やかにご連絡ください。

(具体的な措置)

1) 下記の研修等については、集合せずZoom を用いたオンラインのみで実施する。

基礎研修 I・II・III

2) 理事会および理事委員長会議について

感染拡大「第7波」が一定収束するまでの間、オンライン会議にて開催する。

3) 各委員会、地区ブロック等の会議について

各委員会、地区ブロック等の会議については、オンライン会議を推奨するが、適切な感染防止策を講じた上で集合形式にて開催することができる。

ただし、兵庫県において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された場合は、その措置が解除されるまでの期間は、オンラインでのみ開催を可能とする。

4) 受託事業について

各種の受託事業については、遅滞が生じないように、受託事業を適正に遂行する。

ただし、研修等はオンライン研修を推奨するが、委託元と十分に協議の上、適切な感染対策を講じた上で、集合研修を行うことができる。

5) 事務局勤務体制について

本会の業務に支障が生じない範囲で、職員（非常勤職員を含む）が、時差出勤や在宅勤務に従事することは妨げない。在宅勤務については、事務局長は状況に応じて通常業務に支障が生じることのないよう、適切に業務内容を指示したうえ、執行状況を把握すること。

また、在宅勤務に従事している職員は、定時報告を事務局にすること。職員が通常の就業場所で勤務する時間は、原則として20 時までに制限する。

6) 情報提供について

県民や会員等から福祉現場の状況や相談について、総合相談センター「ここねっと兵庫」及び本会ホームページ、メーリングリスト等から情報提供を募り、必要な支援や広報について理事会において検討を行う。

7) 今後の対応について

その他、感染状況等を把握し、本活動方針を適宜見直すとともに、必要な対応については、すみやかに理事会で協議・決定する。